

第7次水質総量削減計画及び総量規制基準について

環境農林水産部環境管理室

水質総量規制制度の概要

目的： 濃度規制のみによっては環境基準の確保が困難な、人口、産業等が集中し、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域において、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減することにより水質保全を図る。

根拠法令：水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和53年度に導入）

【総量規制の基本的事項】

指定水域：東京湾、伊勢湾、瀬戸内海
 指定地域：大阪府等20都府県
 指定項目：COD、窒素含有量、りん含有量

《環境大臣が定める事項》

【総量削減基本方針】（水濁法第4条の2）
 現実的に対応可能な範囲で目標値の設定
 指定水域における発生源別削減目標量
 都府県に削減目標量の割り当て
 総量削減の基本的事項（イ.産業 ロ.生活 ハ.その他）
 目標年度

【総量規制基準のC値の範囲】（水濁法規則第1条の5～7）
 215の業種区分ごとに設定
 [総量規制基準値算出式] $L = C \cdot Q \times 10^{-3}$
 L：総量規制基準値＝許容排出量（kg/日）
 Q：特定排出水の量（m³/日）
 C：業種区分ごとのCOD等の値（mg/L）
 日平均排水量50m³以上の特定事業場が対象

《都府県ごとに知事が定める事項》

【総量削減計画】（水濁法第4条の3）
 [計画の内容]
 各都府県における発生源別の削減目標量
 （イ.産業 ロ.生活 ハ.その他）
 削減の方途（イ.総量規制基準 ロ.下水道の整備等 ハ.その他）

【総量規制基準】（水濁法第4条の5）
 事業場ごとに1日の負荷量を規制
 環境大臣が定めた範囲内で215の業種区分ごとのCOD等の値（基準算出基本式におけるCの値）を設定

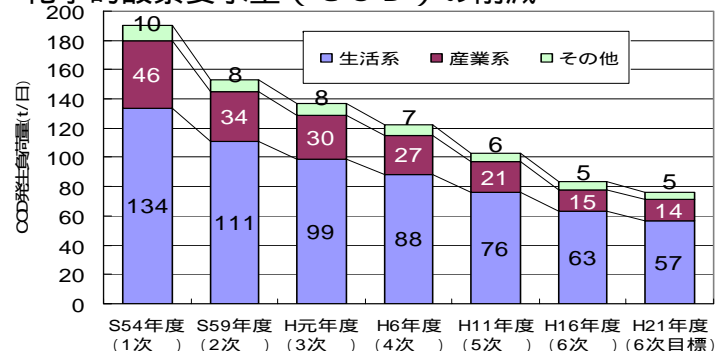
水濁法第5条第4項

水濁法規則第3条第1項等

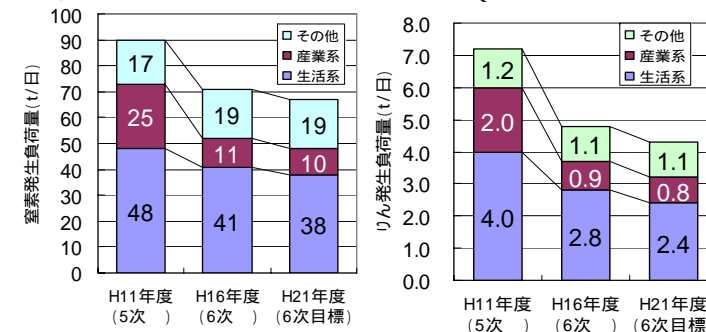
第6次水質総量規制までの総量削減成果

汚濁負荷量の推移

化学的酸素要求量（COD）の削減



窒素含有量・りん含有量の削減（第5次から追加）



対策の進捗

- ・下水道普及率 52.4% (S54) 93.7% (H21)
- ・生活排水処理率 68.0% (H3) 92.2% (H20)

大阪湾の現状

表層・期間平均値の推移（単位：mg/L、大阪府測定12地点）

	S55～S59	S60～H元	H2～H6	H7～H11	H12～H16	H17～H21
COD	3.2	3.1	3.0	2.9	3.0	3.2
全窒素	0.67	0.70	0.64	0.55	0.54	0.40
全りん	0.053	0.054	0.055	0.047	0.046	0.044

環境基準達成状況

- ・海域COD：40.0% (S54) 40.0% (H21)
 《参考》河川BOD：50.0% (S54) 82.5% (H21)
- ・海域全窒素：0.0% (H7) 100.0% (H21)
- ・海域全りん：33.3% (H7) 66.7% (H21)

赤潮や貧酸素水塊の発生

大阪湾内における植物プランクトンの増殖による有機物の生産やこれまでに堆積した底泥からの栄養塩類の溶出が影響

- ・平成20年は29件の赤潮の発生を確認
- ・湾奥部を中心に夏季に底層で貧酸素水塊が発生

第7次水質総量削減のスケジュール

中央環境審議会 第7次水質総量削減のあり方について答申（平成22年3月31日）

- ・環境基準達成率（COD）の改善は不十分。
- ・貧酸素水塊の発生。
- ・さらなる水環境の改善のため、平成26年度を目標年度とした第7次水質総量削減が必要

中央環境審議会で、総量規制基準の設定方法について審議中。

総量削減基本方針、総量規制基準のC値の範囲の告示（平成23年3～4月頃）

総量規制基準の適用（平成24年当初）

府環境審議会に諮問（平成22年12月1日）

府環境審議会から答申（平成23年春～夏頃）

総量削減計画の公告、総量規制基準の告示（平成23年秋頃）